

令和4年3月29日

治山林道課長

一般管理費等率の改正について（通知）

このことについて、令和4年3月29日付3林整計第792号「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正に伴い、高知県林業振興・環境部の発注する森林土木工事に係る一般管理費等率を改正しましたので通知します。

記

- 1 一般管理費等率の改正について  
別添のとおり
- 2 適用年月日  
令和4年4月1日以降の設計積算に係るもの

一般管理費率の改正について

(旧)

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	(注)1 一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

(注)1. 一般管理費等率算定式

$$G_p = -5.48972 \cdot \log(C_p) + 59.4977$$

ただし、 $G_p$ : 一般管理費等率(%)

$C_p$ : 工事原価(単位:円)

$G_p$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(新)

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注)1 一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(注)1. 一般管理費等率算定式

$$G_p = -4.97802 \cdot \log(C_p) + 56.92101$$

ただし、 $G_p$ : 一般管理費等率(%)

$C_p$ : 工事原価(単位:円)

$G_p$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。